

個人番号カード交付申請書

▶表面

個人番号カード交付申請書 ※ 電子証明書発行申請書		△△市長宛 (地方公共団体情報システム機構 宛)	
申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123			
氏名	* 番号 花子		
住所	○〇県△△市□□町◇丁目○番地1-1-1		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号		外国人住民の区分*	-
在留期間等 満了日*	-	在留期間等 満了日*	-
右欄の点字表記を希望する (本人11文字まで(点字幅は1文字))		☐ バンゴウ ハナコ	
※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のもので、 左の QR コードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。			

▶裏面

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。		顔写真貼付欄 サイズ (縦 4.5cm×横 3.5cm)	
申請日	年 月 日	印	
申請者氏名 (自署)		・最近6ヶ月以内に撮影 ・正面、無帽、無背景のもの ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。	
●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。 発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。			
☐ 署名用電子証明書※	不要	☐ 署名用電子証明書※	不要
☐ 利用者証明用電子証明書	不要	☐ 利用者証明用電子証明書	不要
【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。 □を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。			
代理人 氏名 (自署)		本人との関係	
代理人 住所		(電話番号:)	

申請方法

とき 通知カードが届いてから随時
ところ 市民課、南支所、小松駅前行政サービスセンター
持参するもの ①通知カード②個人番号カード交付申請書③運転免許証・パスポートから1点及び健康保険証・介護保険証・通帳(キャッシュカードは除く)から1点(持っていない人は市ホームページをご覧ください)か、お問

個人番号(マイナンバー)カード

・申請した人に交付します
・公的身分証明に利用できます

▶表面

氏名	番号	花子
住所	○〇県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号	
性別	女	
生年月日	平成元年3月31日生	2025年3月31日まで有効
□□市長	年 月 日	
0123456789012345 1234		

▶裏面

●このカードを所持された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。 《連絡先》 個人番号カードコールセンター 0570・783・578 (24時間受付)	
ICチップ	氏名 番号 花子
QRコード	平成元年3月31日生

活用
いろいろ

このように利用できます

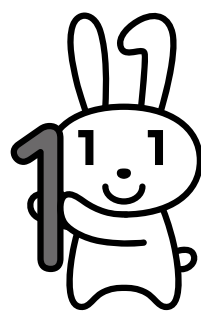
- 公的身分証明や、マイナンバーを証明する書類として
- コンビニで住民票などを取得(平成28年1月開始予定)
- e-Taxなどの電子申請に

将来もっと便利になるように検討しています。

い合わせください)④住民基本台帳カード(持っている人のみ回収)
※顔写真は受付窓口にて無料で撮影します。
手数料 無料(再発行は有料)
※郵送やインターネットで申請する方法もあります。詳しくは、通知カードに同封の案内をご覧ください。

「個人番号カード」の申請を受け付けます

いよいよ、マイナンバー（個人番号）が記載された通知カードが世帯ごとに郵送されます



1人に1つ。
大切なナンバー
です。

暮らしをもっと便利に マイナンバーの通知が 始まります

問い合わせ

小松市マイナンバーおたずねダイヤル ☎24・8141
マイナンバー制度について 全国共通ナビダイヤル ☎0570・20・0178(平日9時30分～17時30分)

通知カード（紙製）

- 皆さんに届きます

通知カード	
個人番号	1234 5678 9012
氏名	番号 花子
住所	○〇県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女
発行日	平成27年10月 X日
	□□市長 A123456789

平成29年
7月

地方公共団体なども含め
た情報連携を開始

平成29年
1月

マイナポータル(情報提
供等記録開示システム)
の運用開始

平成28年
1月

マイナンバーの利用開始
申請者に個人番号カード
の交付開始

10月以降

住民票がある人にマイナ
ンバーを通知
個人番号カードの申請受
付開始

マイナンバー制度 実施の流れ



■情報漏えいについての セキュリティ

個人番号カードのICチップに記録されるのは、カードに記載された氏名、住所、生年月日、性別、個人番号などのほか、電子証明書(公的個人認証)などに限られ、所得などプライバシー性の高い個人情報 は記録されません。

■マイナンバー取り扱いの 注意点

- 法律に規定があるものを除き、マイナンバーの利用・収集は禁止されています。
- 勤務先へ扶養控除等申告書などの提出のときにマイナンバーの記載や提供を求められることがあります。
- 他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象になります。

■マイナンバー詐欺にご用心

マイナンバー制度をかたって、個人情報 を聞き出そうとする事案が発生しています。ご注意ください。

住基カードの取り扱い

■住基カードの発行・利用期間 について

12月末をもって住民基本台帳カード(住基カード)の新規発行を終了します。それまでに発行された住基カードは、有効期限(発行の日から10年間)まで使えます。個人番号カードを取得した場合は、その時点で住基カードは廃止となり、回収します。

■電子証明書の発行について

住基カード向けの電子証明書の発行は12月22日までの予定です。それまでに発行された電子証明書は発行の日から3年間有効ですが、それ以降は、新たな電子証明書の発行はできません。

平成28年1月以降に発行される電子証明書は個人番号カードに格納されます。発行を希望する人はマイナンバー通知カードが届きましたら早めに申請を行ってください。

なお、個人番号カードの電子証明書の初回発行手数料は無料で、有効期限は発行から5回目の誕生日までとなります。

安心・安全な制度の仕組み